

平成 31 年 1 月 28 日

【照会先】

政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)付

参事官 中井 雅之

政策評価推進官 森 奈美

(代表番号)03(5253)1111(内線 7332,7366)

(直通電話)03(3595)1604

報道関係者 各位

## 賃金構造基本統計調査において、調査員調査により実施 するとしている配布・回収とも郵送調査により実施して いたこと等について

標記につきましては、以下のような事実を確認し、総務省に報告しましたので、その報告内容を公表します。

また、これまでの事実関係については調査を行ってまいります。

### 1. 賃金構造基本統計の概要

厚生労働省で実施している「賃金構造基本統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするもので、昭和 23 年以来毎年実施しています。

調査対象は 5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9 人の事業所については企業規模が 5~9 人の事業所に限る。)及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所であり、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を客体としています。

調査対象事業所は厚生労働省本省が抽出し、本省からの通達に基づき、都道府県労働局及び労働基準監督署において調査を実施し、集計・公表は本省で行っていません。

## 2. 確認された事実

### (1) 報告を求めるために用いる方法

「調査計画」では調査員調査により実施するとしていますが、実際は調査票の配布・回収ともにほぼ全ての事業所について郵送調査により実施していました。また、調査員は実際に任命されており、事業所からの照会対応（調査の説明）、調査票の審査、事業所への疑義照会、未提出事業所への督促などに携わっていました。

### (2) 報告を求める期間

調査計画では、提出期限について「調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する」と規定していましたが、実際は、これよりも早い提出期限を定め報告者である事業所に通知している例がありました。

### (3) 調査対象の範囲について

調査計画では調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」を含めていますが、そのうち産業小分類766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていませんでした。

## 3. 今後の対応について

承認された調査計画に示していた調査方法と実態が異なることへの対応としては、今後、平成31年度の調査実施（6月の賃金等について7月に調査）に向け、総務省と相談の上、統計委員会における審議を踏まえ、適正な調査実施に向けた改善を行ってまいります。